

国保だより

◎こんなときは14日以内に届出を



届出が必要なとき		届出に必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入したとき	転出証明書・印鑑
	会社等の健康保険をやめたとき	会社の健康保険をやめた証明書・印鑑
	〃（扶養でなくなったとき）	被扶養者でなくなった証明書・印鑑
	子どもが生まれたとき	出生を証明するもの・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証（返却してもらいます）
	会社等の健康保険に入ったとき	国保と健康保険両方の保険証（扶養者分を含む）・印鑑
	加入者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの・印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書・印鑑
その他	町内で住所が変わったとき	保険証・印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証・印鑑・在学証明書
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証・年金証書・印鑑
	保険証等を紛失したとき	本人であることを証明するもの（運転免許証等）・印鑑

◎退職者医療制度に加入を

長年会社勤めなどした後退職して、国保に加入した人のうち、次に該当する人については退職者医療制度により診療を受けることとなります。この制度では、医療費の一部が退職するまで加入していた被用者保険（社会保険、共済保険等）からの交付金により賄われるため、手続きをしないと国民健康保険が負担すべき医療費が増大してしまい、国民健康保険税の増額につながります。

厚生年金や共済年金等の「年金証書」が届きましたら役場町民課で手続きをお願いします。

○対象となる人（次の要件にすべてあてはまる人）

《退職者本人》

- ①国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ②厚生年金や共済年金の加入期間が、20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上の方

《退職者の被扶養者》

- ①退職者本人と同じ世帯で、国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ②主として退職者本人の収入によって生計を維持している配偶者及び3親等以内の親族
- ③年間収入が130万円未満の方（60歳以上及び障害者は、180万円未満の方）



問い合わせ：町民課国保年金係 ☎ 72-2113